

役員報酬・退職慰労金に関する規程

(総則)

第1条 この規程は、定款に規定する役員報酬(第28条)に関し必要な事項を定める。

(報酬等)

第2条 この法人の役員(理事および監事)は、在任中は報酬を受けず、退任時において退職金は支給されない。ただし、常勤役員については支給することができる。

- 2 常勤役員は事務局長を兼務することができる。
- 3 役員がその職務を遂行に要した交通費等の実費はこれを支給することができる。

(常勤役員報酬)

第3条 常勤役員については、日常の事務局業務を遂行することから、国家公務員の給与基準を参考に、当協会の財政状況等を勘案し、年俸を理事会で決定する。ただし、国家公務員俸給表：指定職俸給表1号を上回ることはない。

2 報酬の支払いは、前項により決定した年額の1/12を毎月支払う。または、年額の1/14を毎月支払い、2/14を賞与(年2回)として支払う。その選択は常勤役員の要望を踏まえて会長が決定する。

第4条 新たに常勤役員となったときは、その日から、常勤役員が離職し、または死亡したときはその日までの在籍日数に応じて支給する。

(常勤役員通勤手当)

第5条 年俸のほかに、通勤手当を支給するものとし、その額は、運賃、時間、距離などの事情に照らし、最も合理的とみられる経路および方法によって算出する。

2 支給時期は、第3条の年俸の月次支払い時に支給する。

(常勤役員退職慰労金)

第6条 常勤役員については、退職時年俸の1/12の月次俸給額および勤続年数に基づく支給率により金額を算出し、退職時に支給する。(退職時年俸の1/12×0.75×支給率)

(補則)

第7条 この規程に定めのない事項は、理事会において決定する。

(附則)

1. この規程の改廃は、理事会および社員総会の議決により実施する。
2. この規程は、一般社団法人設立の登記日から施行する。